

平成 29 年度悪臭防止法施行状況調査の結果について

平成 31 年 3 月 14 日（木）

都道府県等からの報告に基づき、平成 29 年度における悪臭に係る苦情の件数のほか、悪臭防止法に基づく地域指定の状況、臭気判定士の免状の取得状況、措置の状況等について取りまとめましたのでお知らせします。

1. 目的

環境省では、悪臭防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、市及び特別区を通じ、悪臭防止法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめています。

2. 調査結果の概要

(1) 悪臭に係る苦情の件数

悪臭に係る苦情の件数は、平成 29 年度は 12,025 件（前年度 12,624 件）であり、前年度に比べ 599 件減少し、14 年連続で減少しました。

苦情の内訳を見ると、野外焼却が最も多く 3,220 件（全体の 26.8%）、サービス業・その他が 2,045 件（同 17.0%）、個人住宅・アパート・寮が 1,348 件（同 11.2%）等でした。

(2) 悪臭防止法に基づく地域指定の状況

悪臭防止法の規制地域を有する市区町村は、平成 29 年度末時点で、全国の市区町村数の 73.8%に当たる 1,285 市区町村（前年度 1,283 市区町村）でした。

(3) 臭気判定士の免状の取得状況

平成 8 年に創設された臭気判定士については、平成 29 年度末時点の臭気判定士免状の取得者数が 3,270 名（前年度 3,252 名）となりました。

(4) 悪臭防止法に基づく措置の状況

平成 29 年度の悪臭防止法の規制地域内の工場・事業場に係る苦情は、4,496 件（前年度 4,870 件）でした。当該年度に行われた悪臭防止法に基づく立入検査は 1,618 件（前年度 1,762 件）、報告の徴収は 467 件（前年度 347 件）、測定は 72 件（前年度 68 件）でした。測定の結果、規制基準を超えていたものは 34 件（前年度 31 件）でした。同法に基づく改善勧告は 4 件（前年度 4 件）、改善命令は 1 件（前年度 0 件）でした。また、行政指導が 1,275 件（前年度 1,374 件）行われました。

(5) その他

調査により得られた自治体毎のデータは後日ホームページで公表いたします。

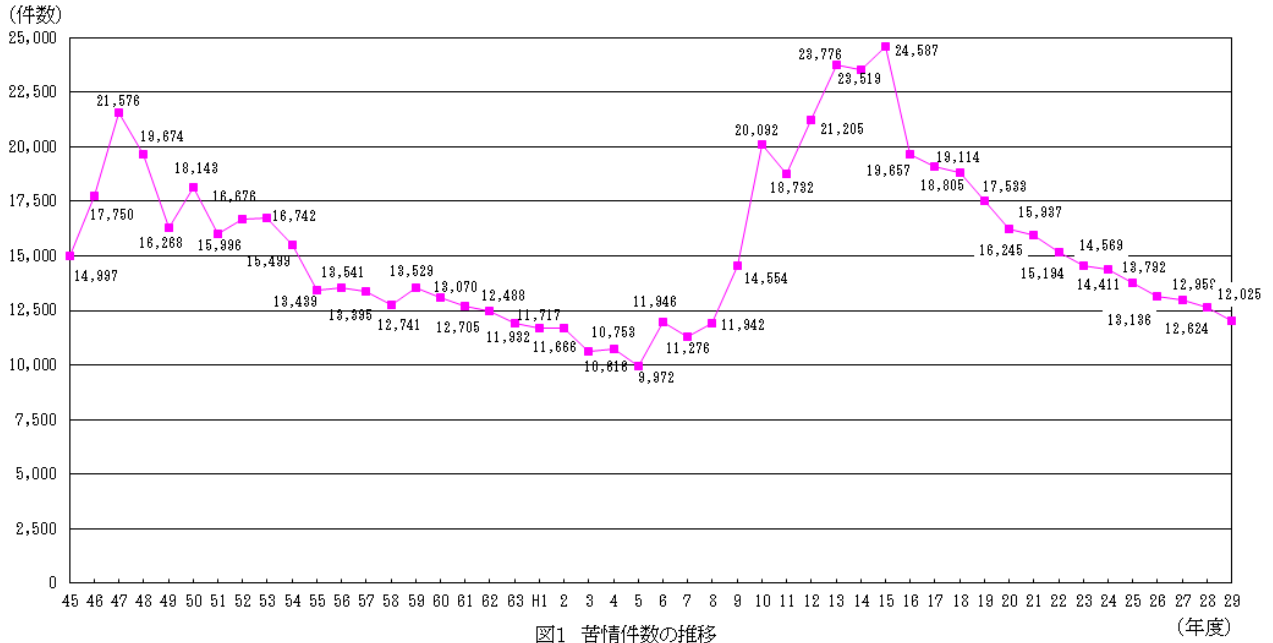
<https://www.env.go.jp/air/akushu/index.html>

環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室
直通 03-5521-8299
代表 03-3581-3351
室長 吉川 圭子（内線 6540）
主査 今川 雄太（内線 6548）
係員 荻田 篤史（内線 6543）

I. 悪臭に係る苦情の件数

(1) 苦情件数の推移

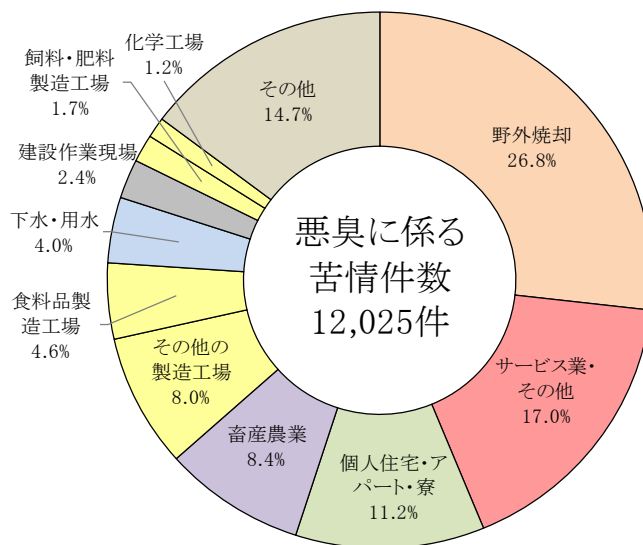
平成 29 年度に全国の地方公共団体が受理した悪臭に係る苦情の件数は 12,025 件と平成 28 年度 (12,624 件) から 599 件 (4.7%) の減少であり、14 年連続での減少となった (図 1)。



(2) 発生源別の苦情件数

平成 29 年度の苦情件数を発生源別にみると、野外焼却に係る苦情が最も多く、3,220 件で全体の 26.8% を占めた。第 2 位はサービス業・その他の 2,045 件 (同 17.0%)、第 3 位は個人住宅・アパート・寮の 1,348 件 (全体の 11.2%) であった (図 2、図 3)。

前年度と比較すると、工場・事業場が 386 件 (7.3%)、工場・事業場以外が 236 件 (5.7%) それぞれ減少した。



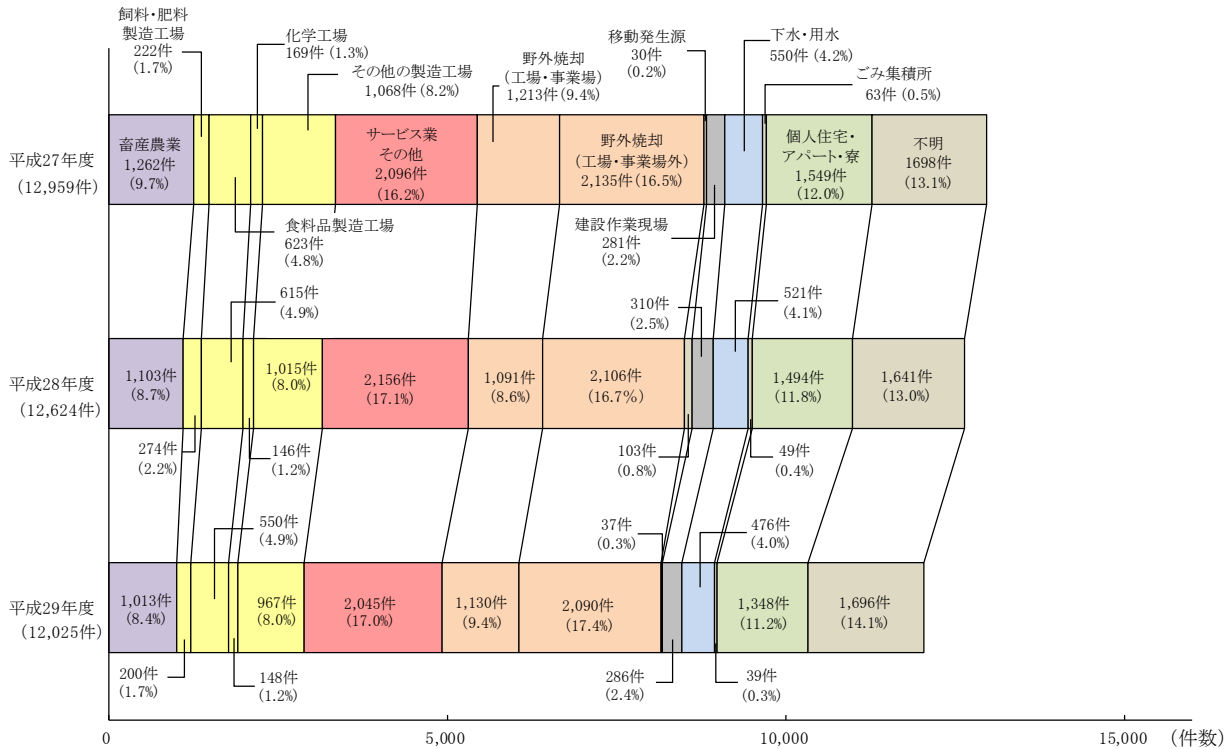


図3 過去3年の苦情件数の発生源別内訳

(3) 都道府県別の苦情件数

平成29年度の苦情件数を都道府県別にみると、東京都の1,396件が最も多く、次いで神奈川県1,271件、愛知県1,101件、大阪府842件、埼玉県676件の順となっている。これら上位5都府県で総苦情件数の44.0%を占めており、大都市を有する地域における苦情の多さが目立った。ただし、人口100万人当たりの苦情件数では、異なる傾向がみられた。苦情件数を前年度と比較すると、47都道府県中34道府県で苦情が減少した(表1、表2)。

表1 都道府県別苦情件数(上位5都道府県)

	苦情件数		人口100万人当たりの苦情件数	
	都道府県	件数	都道府県	件数
1	東京都	1,396	大分県	204
2	神奈川県	1,271	沖縄県	164
3	愛知県	1,101	宮崎県	151
4	大阪府	842	愛知県	146
5	埼玉県	676	神奈川県	139
	全 国	12,025	全国平均	95

※人口は平成29年10月1日現在の総務省統計局推計人口による。

表2 都道府県別苦情件数の対前年度比増減状況

都道府県	平成28年度	平成29年度	増減	対前年度増減比	都道府県	平成28年度	平成29年度	増減	対前年度増減比
北海道	212	195	△17	△8.0%	滋賀県	145	140	△5	△3.4%
青森県	83	62	△21	△25.3%	京都府	286	240	△46	△16.1%
岩手県	90	90	0	0.0%	大阪府	823	842	19	2.3%
宮城県	144	129	△15	△10.4%	兵庫県	314	272	△42	△13.4%
秋田県	73	72	△1	△1.4%	奈良県	62	100	38	61.3%
山形県	98	99	1	1.0%	和歌山県	101	69	△32	△31.7%
福島県	114	109	△5	△4.4%	鳥取県	80	71	△9	△11.3%
茨城県	460	378	△82	△17.8%	島根県	35	32	△3	△8.6%
栃木県	178	164	△14	△7.9%	岡山県	141	118	△23	△16.3%
群馬県	197	182	△15	△7.6%	広島県	183	174	△9	△4.9%
埼玉県	711	676	△35	△4.9%	山口県	114	63	△51	△44.7%
千葉県	640	602	△38	△5.9%	徳島県	48	59	11	22.9%
東京都	1,380	1,396	16	1.2%	香川県	106	72	△34	△32.1%
神奈川県	1,249	1,271	22	1.8%	愛媛県	172	145	△27	△15.7%
新潟県	154	158	4	2.6%	高知県	53	35	△18	△34.0%
富山県	56	56	0	0.0%	福岡県	462	407	△55	△11.9%
石川県	36	61	25	69.4%	佐賀県	88	46	△42	△47.7%
福井県	75	72	△3	△4.0%	長崎県	162	172	10	6.2%
山梨県	103	74	△29	△28.2%	熊本県	113	111	△2	△1.8%
長野県	283	255	△28	△9.9%	大分県	238	235	△3	△1.3%
岐阜県	203	196	△7	△3.4%	宮崎県	149	164	15	10.1%
静岡県	440	457	17	3.9%	鹿児島県	166	139	△27	△16.3%
愛知県	1,117	1,101	△16	△1.4%	沖縄県	252	237	△15	△6.0%
三重県	235	227	△8	△3.4%	合計	12,624	12,025	△599	△4.7%

(4) 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

平成29年度の総苦情件数12,025件のうち、悪臭防止法の規制対象となる規制地域内の工場・事業場に対するものは4,496件(全体の37.4%)であり、規制地域外の工場・事業場に対する苦情が1,557件(同12.9%)であった。

また、個人住宅・アパート・寮、下水・用水など規制対象外の発生源に対する苦情が5,972件(同49.7%)であった(表3)。

表3 規制対象とそれ以外の苦情件数

発生源別	規制地域内	規制地域外	合計
工場・事業場	4,496 (37.4%)	1,557 (12.9%)	6,053 (50.3%)
規制対象外の 発生源	4,380 (36.4%)	1,592 (13.2%)	5,972 (49.7%)
合計 (%)	8,876 (73.8%)	3,149 (26.2%)	12,025 (100%)

II. 悪臭防止法に基づく地域指定の状況

悪臭防止法の規制地域を有する市区町村は、平成 29 年度末時点で、全国の市区町村数の 73.8%に当たる 1,285 市区町村であった（表 4）。

表 4 規制地域の指定状況（平成 29 年度末現在）

	市	区	町	村	計
全市区町村数	791	23	744	183	1,741
悪臭防止法 地域指定	741	23	464	57	1,285
割合 (%)	93.7%	100%	62.4%	31.1%	73.8%

III. 臭気判定士の免状の取得状況

平成 8 年に創設された臭気判定士については、平成 29 年度末時点の臭気判定士免状の取得者数が 3,270 名（前年度 3,252 名）となった。

IV. 悪臭防止法に基づく措置の状況

I.（4）に示したとおり、悪臭防止法の規制地域内における工場・事業場に係る苦情は 4,496 件（前年度 4,870 件）であった。

これに対して、悪臭防止法に基づき行われた措置等の件数は、立入検査が 1,618 件（同 1,762 件）、報告の徴収が 467 件（同 347 件）、測定が 72 件（同 68 件）である。測定の結果、規制基準を超えていたものは 34 件（同 31 件）。同法に基づく改善勧告は 4 件（同 4 件）、改善命令は 1 件（同 0 件）だった。なお、これらの悪臭防止法に基づく措置のほか、悪臭防止に関する行政指導が 1,275 件（同 1,374 件）行われた（表 5）。

表 5 悪臭防止法に基づく措置等の状況

	平成 28 年度	平成 29 年度
立入検査	1,762	1,618
報告の徴収	347	467
測定	68	72
（うち基準超過）	31	34
改善勧告	4	4
改善命令	0	1
行政指導	1,374	1,275

注）苦情に対して悪臭防止法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理した苦情に対するものとは限らない。